

南相馬市耐震改修促進計画
(改定)

令 和 3 年 7 月

南 相 馬 市

目 次

- 1 基本方針
- 2 耐震化の現状及び目標
 - (1) 想定される地震の規模、被害の状況
 - (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定
- 3 住宅・建築物等耐震化の実施計画
 - (1) 耐震診断、改修及びブロック塀等の安全対策に係る基本的な取組み方針
 - (2) 耐震診断、改修及びブロック塀等の安全対策の促進を図るための支援策
 - (3) 安心して耐震化を行うことができるための環境整備
 - (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策
 - (5) 優先的に着手すべき建築物等の設定
- 4 その他耐震化を促進するための施策の概要
 - (1) ハザードマップの公表
 - (2) 相談体制の整備
 - (3) パンフレットの作成とその活用
 - (4) 各行政区等との連携
- 5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

資 料

1 基本方針

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の 9 割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合しない住宅・建築物でした。

その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、石川県能登半島沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発し、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では現在多くの方が避難生活を強いられています。令和 3 年には福島県沖地震や宮城県沖地震が立続けに発生し、大きな被害をもたらしました。改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを確認させられました。当地域においても、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地西縁断層帯、双葉断層地震、福島県沖地震、宮城県沖地震の発生が懸念され、とりわけ宮城県沖地震については発生の切迫性が指摘され甚大な被害が想定されることから、本市への影響も無視できない状況にあります。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成 19 年 1 月に福島県耐震改修促進計画が策定され、本市においても平成 20 年 3 月に今後発生が予想される大地震等から市民の生命を守るために、木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく「南相馬市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化に取り組んできましたが、東日本大震災や令和 3 年福島県沖地震による甚大な被害や社会情勢の変化により、本計画の見直しを行います。

2 耐震化の現状及び目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

南相馬市地域防災計画においては、「福島盆地西縁断層帯地震」「会津盆地西縁断層帯地震」「双葉断層地震」、「福島県沖地震」が本市へ大きな影響を及ぼす地震として想定されております。また、本市は「宮城県沖地震」について防災対策推進地域と指定されております。※1

下表に地震規模・被害の状況の概要を示します。

想定区分	福島盆地西縁断層帯	会津盆地西縁断層帯	双葉断層
想 定 地 震	M7.0 W=5Km D=10km	M7.7 浅部D=20km	M7.0 W=5Km D=10km
想 定 震 度	最大6強	最大6強	最大6強
木 造 大 破 棟	11,306棟	11,031棟	7,723棟
非 木 造 破 壊 棟	497棟	324棟	217棟
死 者 (夜／昼)	840人/327人	749人/278人	553人/203人
負 傷 者 (夜／昼)	4,323人/4,343人	4,604人/4,476人	2,908人/2,948人
避 難 者	51,621人	38,366人	28,599人

想定区分	福島県沖
想 定 地 震	M7.7 浅部D=20km
想 定 震 度	最大6弱
木 造 大 破 棟	4,733棟
非 木 造 破 壊 棟	158棟
死 者 (夜／昼)	346人/131人
負 傷 者 (夜／昼)	1,632人/1,661人
避 難 者	35,798人

(福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編より (上表数値は想定影響地域の総計を示しています。))

※1：日本海溝・千葉海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定により内閣総理大臣が指定

(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

① 住 宅

課税データ（令和3年1月1日基準）により、本市の住宅耐震化の状況は下表のとおり、住宅（共同住宅含む）28,700戸のうち、耐震性がある住宅は21,192戸で耐震化率は73.8%です。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んで行く必要があります。福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%とすることを目標とします。

表1－1 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）（令和3年3月末現在）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の 住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 （%） (令和2年度末) ⑤／④	耐震化率の目標 （%） (令和7年度末)
		うち 耐震性有③				
木造	15,522	11,026 3,639	26,548	19,161	72.2	—
非木造	1,806	346 225	2,152	2,031	94.4	—
合計	17,328	11,372 3,864	28,700	21,192	73.8	95

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木造住宅のうち33%を耐震性能有とした。

※昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のものは耐震性能がないものと見なした。

② 特定建築物

本市には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）が総数79棟存在し、このうち51棟(64.56%)の建築物については、耐震性能（Is値0.6以上）を有することを確認しており、28棟(35.44%)については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあります。

また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が13棟、法第6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物は20棟あり、耐震性能を有する建物は2棟です。その他は耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあります。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んで行く必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を令和7年度までに95%とすることを目標とします。

表1-2 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）（令和3年3月末現在）

	昭和56年6月以降の建築物①	昭和56年5月以前の建築物② うち耐震性有③	建築物数	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (令和2年度末) ⑤／④	耐震化率の目標 (%) (令和7年度末)
			④ (①+②)			
法第6条第1号	0	79 51	79	51	64.56	95
法第6条第2号	0	13 0	13	0	0	
法第6条第3号	0	20 2	20	2	10.0	
合 計	0	112 53	112	53	47.32	

表1-3 特定建築物（用途ごと）の耐震改修目標値（単位：%、棟）

	現 状 (令和2年度 末)	目標値 (令和7年度 末)	公共建築物		民間建築物	
			現 況	目標値	現 況	目標値
特定建築物(法第6条第1号)	64.6 (51/79)	95	89.1 (49/55)	100	4.2 (1/24)	70
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	100 (3/3)	100	100.0 (3/3)	100	—	—
避難施設 (学校、体育館等)	87.2 (34/39)	100	87.2 (34/39)	100	—	—
緊急医療施設 (病院、診療所等)	14.3 (1/7)	90	—	100	14.3 (1/7)	90
不特定多数が利用する施設 (ホテル・旅館、遊技場、銀行等)	0.0 (0/2)	85	—	—	0.0 (0/2)	85
多数が利用する施設 (賃貸住宅【共同】、事務所等)	46.4 (13/28)	85	100 (13/13)	100	0.0 (0/15)	70

※市が所有管理する公共建築物の耐震化については、令和7年度末100%を目標値とする。

3 住宅・建築物等耐震化の実施計画

(1) 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策に係る基本的な取組み方針

建築物等の耐震化を促進するためには、所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修等の実施の阻害要因となっている問題の解決に努めることを基本的な取組方針とします。

(2) 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図っていきます。

・市は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合の費用の一部を負担するために、「木造住宅耐震診断者派遣事業」を平成27年度より施行しています。

（国、福島県事業により診断費用の補助制度があります。）

表2-1 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅で(昭和56年5月31日以前に建築着手)、「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
対象者	住宅の所有者、賃貸者及び購入予定者
診断費用の個人負担	1診断一律 7,000円
診断費用の国、県、市の負担	国：1／2 県：1／4 市：1／4

・市は、耐震改修促進計画が円滑に推進できるよう、耐震改修・現地建替えを行う住宅を対象に費用の一部負担をするため「木造住宅耐震改修支援事業」を平成27年度より施行しています。

表2-2 木造住宅耐震改修事業の概要

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅で(昭和56年5月31日以前に建築着手)、「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅で耐震診断事業で強度不足が判明した住宅
対象者	住宅の所有者、賃貸者及び購入予定者
補助対象改修費用の上限	一般耐震改修工事 100万円 簡易耐震改修工事及び部分耐震改修工事 60万円 現地建替え工事 100万円 加算額 20万円
改修費用の事業者の負担	事業者：改修費用の4／5以内かつ補助対象費用の上限以内

・市は、地震時に安全・安心な避難路を確保できるよう、避難路沿道に面し、地震等により倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去・改築等を行う所有者を対象に費用の一部負担をするため「ブロック塀等安全対策促進事業」を令和3年度より施行しています。

表2-3 ブロック塀等安全対策促進事業の概要

対象ブロック塀等	道路面からの高さが1m以上あり、避難路沿道に面し倒壊の恐れがある、建築基準法施施行令の規定に適合するもの、または既存不適格（昭和56年5月31日以前に築造されたもの）であるもの。
対象者	所有者（個人に限る）
補助対象経費の上限	取り壊し、改修または建替えのための経費、取り壊した廃棄物の運搬及び処分のための経費の20万円 加算額 10万円
対象経費の事業者の負担	事業者：対象経費の1/2以内かつ補助対象費用の上限以内

（3）安心して耐震化を行うことができるための環境整備

① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

② 市民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修及びブロック塀の安全対策に関する各制度等の広報を市広報誌により行うことはもとより、定期的な防災関連記事等の市広報誌への掲載に努め、市民の防災意識の向上を促します。

また、行政区長会議等市主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

③ 耐震診断・改修の技術力の向上

市内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

（4）地震時の建築物の総合的な安全対策

① 事前の対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、市では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。

② 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、市は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士

の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備に努めます。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備に努めます。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

① 優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において災害復旧対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物
- ・ 木造住宅

② 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、福島県地域防災計画 震災対策編及び、南相馬市地域防災計画 災害予防計画で定める緊急輸送路又は避難地等の沿道とします。

表3－1 地域防災計画で指定されている路線

種 別		路 線 名 (区 間)	備 考
緊急輸送路	県指定路線	国道6号(全線)	第1次確保路線
		主要地方道 原町川俣線(全線)	第2次確保路線
		主要地方道 原町二本松線(相馬浪江線～原町浪江線)	"
		主要地方道 相馬浪江線(原町川俣線～原町二本松線)	"
		原町海老相馬線(原町浪江線～小浜字町線)	"
		県道浪江鹿島線(原町川俣線～原町第一中学校) 主要地方道 原町二本松線	第3次確保路線

③ 避難路

各種事業の対象となる避難路は、建築基準法第42条に定める道路とします。

これは、同法に定める道路は建築物の敷地に必ず接道するもので、住民の避難や緊急車両の通行の妨げにならないように安全を確保する必要性が高いためです。

4 その他耐震化を促進するための施策の概要

(1) ハザードマップの公表

市では、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化した予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び避難経路、避難所などの情報を地図上位図示した「地震・津波等ハザードマップ」を公表します。

(2) 相談体制の整備

建築住宅課を建築相談の窓口とし耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、市民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は福島県相双建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部や相双地方振興局（県民生活課）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課及び福島県耐震化・リフォーム等推進協議会と連携して対応することとします。

(3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「安全で安心できる住まいのために～木造住宅耐震化のススメ～」（福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介）を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレットを活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

(4) 各行政区等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は地域の協力を得なければ難しく、市と行政区との連携も重要です。

市は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内在における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者となりやすい世帯等の把握にも努めます。

5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、原則として5年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

資料

1. 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

(2) 特定建築物の耐震化の現状

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1号建築物
- ② 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第2号建築物
- ③ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号建築物